

ポイント 連結納税は、親法人の事業年度を基準として、連結納税・申告を行います。したがって、たとえ子法人の事業年度と親法人の事業年度が一致していない場合でも、子法人に「みなし事業年度」での計算をすることで採用することができます。

A5

親法人と子法人の事業年度が一致していない場合には、子法人が親法人の事業年度を「みなし事業年度」として、連結納税のための所得計算つまりは決算を行う必要が生じることになります。したがって、このような子法人の場合には、本来の商法上の事業年度における決算と、連結納税のためのみなし事業年度における決算の2回は最低実施しなければならないことになり、事務負担が膨大になることから、実務上は決算変更を行うことが多いと言えます。